

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2021年12月27日

【発行者の名称】

コンピュータマインド株式会社
(Computer Mind Co., Ltd.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 竹内 次郎

【本店の所在の場所】

神奈川県川崎市宮前区宮崎二丁目10番9号

【電話番号】

(044)856-9922 (代表)

【事務連絡者氏名】

取締役 小木曾 有夏

【担当 J-Adviser の名称】

フィリップ証券株式会社

【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】

代表取締役社長 永堀 真

【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋兜町4番2号

【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.phillip.co.jp/>

【電話番号】

(03)3666-2101

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

【公表されるホームページのアドレス】

コンピュータマインド株式会社

<https://www.cmind.co.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時の役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、

並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第43期中	第44期中	第45期中	第43期	第44期
会計期間	自 2019年4月1日 至 2019年9月30日	自 2020年4月1日 至 2020年9月30日	自 2021年4月1日 至 2021年9月30日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
売上高 (千円)	223,857	133,369	130,123	424,584	276,865
経常損失 (△) (千円)	△10,931	△15,442	△9,671	△16,800	△12,251
親会社株主に帰属する中間純利益又は 親会社株主に帰属する中間 (当期) 純損失 (△) (千円)	5,892	△16,843	△5,839	△2,511	△13,008
中間包括利益又は包括利益 (千円)	5,885	△16,067	△5,671	△2,919	△11,586
純資産額 (千円)	121,657	96,784	95,593	112,852	101,265
総資産額 (千円)	366,334	270,184	247,404	320,226	282,705
1株当たり純資産額 (円)	271.86	216.28	213.62	252.18	226.29
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり中間純利益又は 1株当たり中間 (当期) 純損失 (△) (円)	13.17	△37.64	△13.05	△5.61	△29.07
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期) 純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	33.2	35.8	38.6	35.2	35.8
自己資本利益率 (%)	4.9	△16.1	△5.9	△2.2	△12.2
株価収益率 (倍)	38.0	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	35,448	△12,378	934	37,750	△9,130
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	282,495	△2,276	4,238	265,750	12,205
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△284,120	65,546	△26,471	△305,306	72,280
現金及び現金同等物の中間期末 (期末) 残高 (千円)	113,331	127,592	131,758	77,701	153,056
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	26 (12)	22 (8)	20 (9)	26 (12)	22 (8)

(注1) 潜在株式調整後1株当たり中間 (当期) 純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第45期中間連結会計期間の期首から適用しており、第45期中間連結会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(注3) 第44期中、第45期中、第43期及び第44期の株価収益率については、親会社株主に帰属する中間 (当期) 純損失であるため記載しておりません。

(注4) 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため、記載しておりません。

(注5) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を () 外数で記載しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営んでいる事業内容に重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

（1）連結会社の状況

2021年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
IT関連事業	19（9）
先端技術活用事業	－（－）
全社（共通）	1（－）
合計	20（9）

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均雇用人員を（ ）外数で記載しております。

（2）発行者の状況

2021年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
IT関連事業	19（9）
先端技術活用事業	－（－）
全社（共通）	1（－）
合計	20（9）

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間会計期間の平均雇用人員を（ ）外数で記載しております。

（3）労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間における我が国経済は、海外経済の回復に伴う輸出の増加や設備投資の持ち直しによる景気の下支えもありましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動制限等の影響から個人消費は停滞し、景気は依然として厳しい状況が続きました。新型コロナウイルス感染症については、ワクチン接種が進み、国内外において行動制限の緩和が進む地域も出てきている中で、経済活動の正常化へ向けた期待が高まっているものの、感染症の今後の動向は依然として不透明であることから、景況感の回復には至っておりません。

当社グループの属する情報サービス産業においては、コロナ禍の影響によりシステム構築案件の延期・縮小等が一部でみられたものの、先端技術の普及やクラウドシフトを背景に、事業の強化や変革を推進するDX関連向けなどのIT投資へのニーズは底堅く、また、テレワークやリモート会議といった新しいビジネススタイルの導入を始めとする働き方改革が浸透し、これに対応するソリューションへの需要は高まりつつあるなど、受注環境は総じて堅調に推移しております。

当社グループにおいては、感染拡大の予防措置を徹底しながら、テレワークの導入、事務所の統合等、一層の経費削減に取り組んでおりますが、これら諸施策実施の効果はまだ限定的であり、厳しい経営環境が継続しております。

このような市場環境・経営環境の中で、当中間連結会計期間の売上高は130,123千円（前年同期比2.4%減少）、営業損失は15,154千円（前年同期は営業損失16,914千円）、経常損失は9,671千円（同経常損失15,442千円）、親会社株主に帰属する中間純損失は5,839千円（同親会社株主に帰属する中間純損失16,843千円）となりました。

セグメント別の業績は次の通りであります。

(IT関連事業)

売上高は118,087千円（前年同期比8.3%減少）、セグメント利益は29,284千円（同6.7%増加）となりました。新型コロナウイルス感染症拡大や世界的な半導体不足等の影響による業務の失注や遅延等により減収となりましたが、経費削減等により増益となりました。

(先端技術活用事業)

売上高は12,035千円（前年同期比161.6%増加）、セグメント損失は499千円（前年同期はセグメント損失6,893千円）となりました。過年度より準備を進めてきた防災関連商品に付属するアプリケーションの検証業務を受注したこと等によって増収となり、損失額が減少しました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は131,758千円（前連結会計年度末比21,298千円減少）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は934千円（前年同期は12,378千円の使用）となりました。主な増加要因は売上債権の減少額9,629千円、賞与引当金の増加額2,747千円等、主な減少要因は税金等調整前中間純損失9,671千円、仕入債務の減少額2,383千円等です。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果獲得した資金は4,238千円（前年同期は2,276千円の使用）となりました。主な増加要因は保険積立金の解約による収入8,616千円等です。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は26,471千円（前年同期は64,546千円の獲得）となりました。これは長期借入金の返済による支出26,471千円によるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

当中間連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、以下の通りであります。

セグメントの名称	受注高		受注残高	
	金額 (千円)	前年同期比 (%)	金額 (千円)	前年同期比 (%)
IT関連事業	114,223	90.7	—	—
先端技術活用事業	7,059	119,249.2	—	—
合計	121,283	96.3	—	—

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、以下の通りであります。

セグメントの名称	販売高 (千円)	前年同期比 (%)
IT関連事業	118,087	91.7
先端技術活用事業	12,035	261.6
合計	130,123	97.6

(注1) 前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りであります。

相手先	前中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
NECソリューションイノベータ㈱	54,428	40.8	54,882	42.2
日本電気㈱	31,754	23.8	20,750	15.9
日本加除出版㈱ (注3)	—	—	14,300	11.0
NECネクサソリューションズ㈱ (注3)	—	—	13,787	10.6

(注2) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(注3) 前中間連結会計期間は、割合が10%未満のため、記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクはありませんが、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が引き続き存在しており、以下（１）に記載しております。また、当社株式の（株）東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下（２）に記載しております。

なお、本文の将来に関する事項は当中間連結会計期間の末日時点において当社グループが判断したものです。

（１）継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、当中間連結会計期間において、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する中間純損失を計上したことから、引き続き、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループは、柱であるIT関連事業において、比較的景気変動の受けにくいシステム運用業務の安定的な受注確保やシステム開発業務における顧客とのIT投資計画の共有化等に伴う安定的な受注確保による売上維持・拡大、不採算部門の計画見直し及びテレワークの推進による事務所の縮小など、より一層の大幅な経費削減の実行による収益性向上に取り組んでまいります。

これらの対策を継続して実施することにより、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

（２）J-Adviserとの契約について

当社は、（株）東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。

当社では、2015年3月30日開催の取締役会において、フィリップ証券㈱を担当J-Adviserに指定することを決議し、2015年3月31日にフィリップ証券㈱との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜J-Adviser契約解除に関する条項＞

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえ

なかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（③bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当ておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当ておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除

することができる。

2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、見積りが必要な事項につきましては、一定の会計基準の範囲内にて合理的な基準に基づき、会計上の見積りを行っております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なることがあります。

（2）財政状態の分析

（流動資産）

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は175,836千円で、前連結会計年度末に比べ34,297千円減少しております。現金及び預金の減少21,298千円、売掛金及び契約資産の減少9,629千円が主な変動要因です。

（固定資産）

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は71,529千円で、前連結会計年度末に比べ964千円減少しております。保険積立金の減少3,135千円、のれんの減少1,315千円、繰延税金資産の増加3,808千円が主な変動要因です。

（繰延資産）

当中間連結会計期間末における繰延資産の残高は38千円で、前連結会計年度末に比べ38千円減少しております。

（流動負債）

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は74,350千円で、前連結会計年度末に比べ7,629千円減少しております。1年内返済予定の長期借入金の減少4,731千円、買掛金の減少2,383千円が主な変動要因です。

（固定負債）

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は77,460千円で、前連結会計年度末に比べ21,999千円減少しております。長期借入金の減少21,740千円が主な変動要因です。

（純資産）

当中間連結会計期間末における純資産の残高は95,593千円で、前連結会計年度末に比べて5,671千円減少しております。親会社株主に帰属する中間純損失の計上による利益剰余金の減少5,839千円が主な変動要因です。

(3) 経営成績の分析

「1 【業績等の概要】 (1) 業績」に記載の通りであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1 【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

(5) 継続企業の前提に関する重要事象等を解消するための対応策等

「4 【事業等のリスク】 (1) 継続企業の前提に関する重要事象等」に記載の通りであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備の異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設等
重要な設備の新設等の予定はありません。
- (2) 重要な設備の除却等
重要な設備の除却等の予定はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(株) (2021年9月30日)	公表日現在発行数(株) (2021年12月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,740,000	1,290,000	450,000	450,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準なる株式であり、単元株式数は100株です。
計	1,740,000	1,290,000	450,000	450,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2021年4月1日～ 2021年9月30日	—	450,000	—	35,000	—	15,000

(6) 【大株主の状況】

2021年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対す る所有株式数の 割合(%)
竹内 次郎	川崎市中原区	289,500	64.7
松沢 献一	東京都世田谷区	36,000	8.0
東 時生	沖縄県那覇市	30,000	6.7
小木曾 有夏	東京都杉並区	24,000	5.4
黒木 誠	川崎市中原区	20,000	4.5
(株)E-Light	大阪市浪速区大国 1-11-8	11,100	2.5
竹内 節子	川崎市中原区	5,000	1.1
飯塚 紀夫	福井県福井市	2,000	0.4
井上 健志	埼玉県草加市	2,000	0.4
小林 朋寿	埼玉県飯能市	2,000	0.4
計	—	421,600	94.2

(注1) 上記の他、当社所有の自己株式2,500株があります。

(注2) 株式総数に対する所有株式数の割合は、自己株式を控除しており、小数点以下第2位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,500	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 447,500	4,475	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	450,000	—	—
総株主の議決権	—	4,475	—

② 【自己株式等】

2021年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合 (%)
(自己保有株式) コンピュータマインド(株)	川崎市宮前区宮崎 2-10-9	2,500	—	2,500	0.6
計	—	2,500	—	2,500	0.6

2【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2021年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最低（円）	—	—	—	—	—	—

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。

3【役員の状況】

前連結会計年度の発行者情報公表日後、当発行者情報提出日までの役員の異動は下記の通りであります。

（1）退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	先端技術活用事業担当	東 時生	2021年6月30日

（2）異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性3名 女性1名 （役員のうち女性の比率25%）

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1999年大蔵省令第24号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2021年4月1日から2021年9月30日まで)の中間連結財務諸表について、監査法人やまぶきにより中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2021年 9 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	158,056	136,758
売掛金	44,558	—
売掛金及び契約資産	—	34,928
その他	7,785	4,358
貸倒引当金	△267	△209
流動資産合計	210,133	175,836
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	2,920	3,490
機械装置及び運搬具	32,060	32,060
その他	2,665	2,665
減価償却累計額	△34,725	△35,296
有形固定資産合計	2,920	2,918
無形固定資産		
のれん	14,027	12,711
その他	1,038	958
無形固定資産合計	15,065	13,670
投資その他の資産		
投資有価証券	6,079	6,315
保険積立金	39,477	36,341
繰延税金資産	—	3,808
その他	8,951	8,474
投資その他の資産合計	54,509	54,940
固定資産合計	72,494	71,529
繰延資産		
開業費	77	38
繰延資産合計	77	38
資産合計	282,705	247,404

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	9,479	7,096
1年内返済予定の長期借入金	48,351	43,620
未払費用	15,422	13,322
未払法人税等	642	305
賞与引当金	2,973	5,720
その他	5,111	4,285
流動負債合計	81,980	74,350
固定負債		
長期借入金	97,284	75,544
繰延税金負債	260	—
その他	1,915	1,916
固定負債合計	99,459	77,460
負債合計	181,440	151,810
純資産の部		
株主資本		
資本金	35,000	35,000
資本剰余金	15,000	15,000
利益剰余金	51,743	45,903
自己株式	△1,250	△1,250
株主資本合計	100,493	94,653
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	772	939
その他の包括利益累計額合計	772	939
純資産合計	101,265	95,593
負債純資産合計	282,705	247,404

② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	
売上高		133,369		130,123
売上原価		105,691		99,841
売上総利益		27,678		30,282
販売費及び一般管理費	※1	44,592	※1	45,437
営業損失(△)		△16,914		△15,154
営業外収益				
受取利息及び配当金		31		28
助成金収入		2,047		2,632
保険解約益		—		3,500
その他		9		9
営業外収益合計		2,088		6,171
営業外費用				
支払利息		577		649
その他		38		38
営業外費用合計		616		688
経常損失(△)		△15,442		△9,671
特別利益				
臨時休業等助成金収入	※2	1,820		—
特別利益合計		1,820		—
特別損失				
臨時休業等関連損失	※3	2,496		—
特別損失合計		2,496		—
税金等調整前中間純損失(△)		△16,117		△9,671
法人税、住民税及び事業税		312		305
法人税等調整額		413		△4,137
法人税等合計		725		△3,832
中間純損失(△)		△16,843		△5,839
親会社株主に帰属する中間純損失(△)		△16,843		△5,839

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
中間純損失(△)	△16,843	△5,839
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	775	167
その他の包括利益合計	775	167
中間包括利益	△16,067	△5,671
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	△16,067	△5,671

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：千円）

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	35,000	15,000	64,751	△1,250	113,501
当中間期変動額					
親会社株主に帰属する 中間純損失（△）	—	—	△16,843	—	△16,843
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	△16,843	—	△16,843
当中間期末残高	35,000	15,000	47,908	△1,250	96,658

項目	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計	
当期首残高	△649	△649	112,852
当中間期変動額			
親会社株主に帰属する 中間純損失（△）	—	—	△16,843
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	775	775	775
当中間期変動額合計	775	775	△16,067
当中間期末残高	126	126	96,784

当中間連結会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

（単位：千円）

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	35,000	15,000	51,743	△1,250	100,493
当中間期変動額					
親会社株主に帰属する 中間純損失（△）	—	—	△5,839	—	△5,839
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	△5,839	—	△5,839
当中間期末残高	35,000	15,000	45,903	△1,250	94,653

項目	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計	
当期首残高	772	772	101,265
当中間期変動額			
親会社株主に帰属する 中間純損失（△）	—	—	△5,839
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	167	167	167
当中間期変動額合計	167	167	△5,671
当中間期末残高	939	939	95,593

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純損失 (△)	△16,117	△9,671
減価償却費	4,295	651
のれん償却額	1,315	1,315
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△585	△57
受取利息及び受取配当金	△31	△28
支払利息	577	649
売上債権の増減額 (△は増加)	97,930	9,629
仕入債務の増減額 (△は減少)	△66,900	△2,383
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△25,255	1,476
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△2,875	2,747
その他	△3,446	△2,130
小計	△11,092	2,197
利息及び配当金の受取額	31	28
利息の支払額	△577	△649
法人税等の支払額	△740	△642
営業活動によるキャッシュ・フロー	△12,378	934
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	—	△570
保険積立金の解約による収入	—	8,616
その他	△2,276	△3,808
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,276	4,238
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金による収入	90,000	—
長期借入金の返済による支出	△25,454	△26,471
財務活動によるキャッシュ・フロー	64,546	△26,471
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	49,890	△21,298
現金及び現金同等物の期首残高	77,701	153,056
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 127,592	※ 131,758

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数：1社

連結子会社の名称：コンピュータマインドエナジー1株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの：

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等：主として移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物及び構築物 10年～15年

機械装置及び運搬具 2年～6年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき、当中間連結会計期間に対応する金額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「(収益認識関係) 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に記載の通りであります。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

投資効果の発現する期間を合理的に見積り、その見積期間に応じて均等償却しております。ただし、金額的に重要性がないものについては発生時に一括償却しております。

(6) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項

① 繰延資産

開業費：効果の及ぶ期間（5年間）にわたり、均等償却しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間連結会計期間の期首から適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、受注制作のソフトウェアにおける契約に関して、受託業務の進捗部分について成果の確実性が認められる契約には工事進行基準を、この要件を満たさない契約には工事完成基準を適用してきましたが、当中間連結会計期間より、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）に基づき算出しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高へ与える影響はありません。また、当中間連結会計期間の損益に与える影響もありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当中間連結会計期間より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

また、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、「収益認識関係」注記のうち当中間連結会計期間に係る比較情報については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、中間連結財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等」の一部を改正する内閣府令（2020年3月6日内閣府令第9号）附則第6条第2項により、経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りです。

	前中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
役員報酬	16,596千円	16,860千円
管理諸費	7,488千円	7,550千円
賞与引当金繰入額	63千円	346千円
貸倒引当金繰入額	△585千円	△57千円

※2 臨時休業等助成金収入

前中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

新型コロナウイルス感染症に対する政府及び自治体からの各種要請等を踏まえ、パソコン教室業務及び実証実験業務等において臨時休業を実施いたしました。

これに伴い、政府及び自治体から支給を受けた東京都感染拡大防止協力金及び雇用調整助成金等を臨時休業等助成金収入として、特別利益に計上しております。

当中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

該当事項はありません。

※3 臨時休業等関連損失

前中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

新型コロナウイルス感染症に対する政府及び自治体からの各種要請等を踏まえ、パソコン教室業務及び実証実験業務等において臨時休業を実施いたしました。

臨時休業中に発生した固定費 (人件費、減価償却費、地代家賃等) を臨時休業等関連損失として、特別損失に計上しております。

当中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

該当事項はありません。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
発行済株式 普通株式	450,000	—	—	450,000
合計	450,000	—	—	450,000
自己株式 普通株式	2,500	—	—	2,500
合計	2,500	—	—	2,500

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
発行済株式 普通株式	450,000	—	—	450,000
合計	450,000	—	—	450,000
自己株式 普通株式	2,500	—	—	2,500
合計	2,500	—	—	2,500

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次の通りであります。

	前中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
現金及び預金勘定	147,592千円	136,758千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△20,000千円	△5,000千円
現金及び現金同等物	127,592千円	131,758千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。
前連結会計年度（2021年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 売掛金	44,558	44,558	—
(2) 投資有価証券 その他有価証券	6,079	6,079	—
資産計	50,638	50,638	—
(1) 買掛金	9,479	9,479	—
(2) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	145,635	146,510	875
負債計	155,114	155,990	875

当中間連結会計期間（2021年9月30日）

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 売掛金及び契約資産	34,928	34,928	—
(2) 投資有価証券 その他有価証券	6,315	6,315	—
資産計	41,244	41,244	—
(1) 買掛金	7,096	7,096	—
(2) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	119,164	119,869	705
負債計	126,260	126,966	705

(注)「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 金融商品のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

当中間連結会計期間 (2021年9月30日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 投資信託	—	6,315	—	6,315
資産計	—	6,315	—	6,315

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間連結会計期間 (2021年9月30日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金及び契約資産	—	34,928	—	34,928
資産計	—	34,928	—	34,928
買掛金	—	7,096	—	7,096
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	—	119,869	—	119,869
負債計	—	126,966	—	126,966

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託の時価は、取引金融機関から提示された価格で評価しており、レベル2の時価に分類しております。

売掛金及び契約資産

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

買掛金

買掛金の時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金 (1年内返済予定を含む)

長期借入金の時価は、元金金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

其他有価証券

前連結会計年度 (2021年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	投資信託	6,079	4,990	1,089
合計		6,079	4,990	1,089

当中間連結会計期間 (2021年9月30日)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	投資信託	6,315	4,990	1,325
合計		6,315	4,990	1,325

(資産除去債務関係)

荻窪オフィスの不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間連結会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント		
	IT関連事業	先端技術活用事業	計
一時点で移転される財	—	4,976	4,976
一定の期間にわたり移転される財	118,087	7,059	125,146
顧客との契約から生じる収益	118,087	12,035	130,123
外部顧客との売上高	118,087	12,035	130,123

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社及び連結子会社との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、以下に記載の通りであります。

(1) 受注制作のソフトウェア

IT関連事業及び先端技術活用事業における受注制作のソフトウェアについては、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）に基づき算出しております。

(2) 運用支援業務における収入

IT関連事業における運用支援業務での収入については、契約期間にわたって履行義務が充足されるため、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間連結会計期間末において存在する顧客との契約から当中間連結会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産の残高等

（単位：千円）

	当中間連結会計期間
顧客との契約から生じた収益（期首残高）	44,550
顧客との契約から生じた収益（期末残高）	30,791
契約資産（期首残高）	7
契約資産（期末残高）	4,137

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

未充足の履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間については、履行義務に関して、当初に予想される契約期間が1年を超える契約がないため、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

したがって、「IT関連事業」と「先端技術活用事業」の2つを報告セグメントとしております。

各セグメントに属するサービスの内容は以下の通りであります。

事業区分	属するサービスの内容
IT関連事業	システム開発業務、運用支援業務、日本語資源開発業務、その他業務（パソコン教室業務等）
先端技術活用事業	防災関連商品販売業務、実証実験業務

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益又は損失は、中間連結損益計算書の営業損益と調整を行っております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	中間連結財務 諸表計上額 (注2)
	IT関連事業	先端技術活用 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	128,768	4,601	133,369	—	133,369
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	128,768	4,601	133,369	—	133,369
セグメント利益又は損失（△）	27,433	△6,893	20,540	△37,455	△16,914
セグメント資産	63,960	9,457	73,417	196,766	270,184
その他の項目					
減価償却費	178	3,697	3,875	419	4,295
のれん償却額	1,315	—	1,315	—	1,315

(注1) 調整額の内容は、以下の通りであります。

(1) セグメント利益又は損失（△）の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用です。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。

(2) セグメント資産の調整額は、報告セグメントに帰属しない、当社グループにおける現金及び預金並びに管理部門に係る資産です。

(3) 減価償却費の調整額は、全社資産に係る減価償却費です。

(注2) セグメント利益又は損失（△）は、中間連結損益計算書の営業損失（△）と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注1)	中間連結財務 諸表計上額 (注2)
	IT関連事業	先端技術活用 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	118,087	12,035	130,123	—	130,123
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	118,087	12,035	130,123	—	130,123
セグメント利益又は損失（△）	29,284	△499	28,785	△43,940	△15,154
セグメント資産	59,537	3,743	63,280	184,124	247,404
その他の項目					
減価償却費	111	305	416	234	651
のれん償却額	1,315	—	1,315	—	1,315
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	—	—	—	570	570

（注1）調整額の内容は、以下の通りであります。

- （1）セグメント利益又は損失（△）の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用です。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。
- （2）セグメント資産の調整額は、報告セグメントに帰属しない、当社グループにおける現金及び預金並びに管理部門に係る資産です。
- （3）減価償却費の調整額は、全社資産に係る減価償却費です。
- （4）有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、全社資産の取得です。

（注2）セグメント利益又は損失（△）は、中間連結損益計算書の営業損失（△）と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
NECソリューションイノベータ(株)	54,428	IT関連事業
日本電気(株)	31,754	IT関連事業

当中間連結会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
NECソリューションイノベータ(株)	54,882	IT関連事業
日本電気(株)	20,750	IT関連事業
日本加除出版(株)	14,300	IT関連事業
NECネクサソリューションズ(株)	13,787	IT関連事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：千円）

	IT関連事業	先端技術活用事業	全社・消去	合計
当中間期償却額	1,315	—	—	1,315
当中間期末残高	15,342	—	—	15,342

当中間連結会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

（単位：千円）

	IT関連事業	先端技術活用事業	全社・消去	合計
当中間期償却額	1,315	—	—	1,315
当中間期末残高	12,711	—	—	12,711

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額は以下の通りであります。

	前連結会計年度 (2021年 3 月 31 日)	当中間連結会計期間 (2021年 9 月 30 日)
1 株当たり純資産額	226円29銭	213円62銭

1 株当たり中間純損失及び算定上の基礎は以下の通りであります。

	前中間連結会計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 2021年 4 月 1 日 至 2021年 9 月 30 日)
1 株当たり中間純損失 (△)	△37円64銭	△13円05銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純損失 (△) (千円)	△16, 843	△5, 839
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純損失 (△) (千円)	△16, 843	△5, 839
普通株式の期中平均株式数 (株)	447, 500	447, 500

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年12月27日

コンピュータマインド株式会社
取締役会 御中

監査法人やまぶき
京都事務所

指 定 社 員 公認会計士 西 岡 朋 晃
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 福 水 佳 恵
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているコンピュータマインド株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、コンピュータマインド株式会社及び連結子会社の2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれ

る場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。